

## 廃棄物処理施設使用料の改定について

清掃工場等のごみ処理施設にごみを持ち込む際に市民や事業者の皆様に負担していただく施設使用料については、平成25年8月28日付の本審議会から答申をいただきました。これに基づき、平成25年第4回市議会定例会での関係条例改正案の可決を経て、事業系ごみの使用料を本年7月1日から改定し、家庭ごみの使用料は本年11月1日から改定することとなっています。

事業系ごみの使用料改定については、収集運搬業許可業者や排出事業者にあらゆる機会を通じて改定の周知に努めた結果、混乱もなく、順調に移行できました。現在は、家庭ごみの使用料の改定について、円滑な施行を目指して、丁寧な周知に努めています。

### 1. 改定内容

区分	平成26年6月30日まで		⇒	平成26年 7月1日から	平成26年 11月1日から
	100kg以内	20kgまでごとに (100kg超のとき)		20kgまで ごとに	20kgまで ごとに
事業活動に伴い 生じた廃棄物 (事業系ごみ)	820円	160円 を加算	⇒	200円	200円
一般家庭から生 じた廃棄物 (家庭ごみ)	360円 (50kg未満無料)	70円 を加算			70円 (50kg未満も 有料)
犬、猫等の死体	1体につき 520円		⇒	事業系ごみ又は家 庭ごみの料金区分 を適用する。	

※家庭ごみで、1回の搬入が350kgを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。  
(平成26年11月1日から)

※家庭ごみで、家庭ごみ有料化の対象外となるもの(缶・びん、ペットボトル、プラスチック製  
容器包装、蛍光管等、剪定枝、落ち葉、草花、ボランティアごみ)の持込みは、1回の搬入量  
が350kg以内のときは無料。(平成26年11月1日から)

## 2. 改定実施までの経過

### 【これまでの経過】

平成25年 8月28日	料金改定について本審議会から答申
12月13日	平成25年第4回大分市議会定例会で改定に係る条例改正案が可決
12月19日	大分市一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業許可業者全社へ事業系ごみ使用料改定の周知文書の発送
平成26年 2月15日号	家庭ごみ使用料改定の内容を市報へ掲載
3月28日	大分市一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業許可業者を対象とした説明会で事業系ごみ使用料改定を直接周知(排出事業者用のチラシを同封し、周知を依頼)
<u>4月 1日</u>	<u>消費税率改正に伴う使用料の改定</u>
4月	大分商工会議所を通じて排出事業者に事業系ごみ使用料改定のチラシを配布
5月 1日号	事業系及び家庭ごみ使用料の改定内容を市報に掲載
5月下旬	大規模事業所119社を直接訪問し、事業系ごみ使用料改定を周知
6月 1日号	事業系及び家庭ごみ使用料の改定内容を「リサイクルおおいた」に掲載
<u>7月 1日</u>	<u>事業系ごみ使用料改定の施行</u>
8月から	計量所において家庭ごみ使用料の改定についてのポスター掲示及びチラシ配布

### 【今後の予定】

10月 1日号	家庭ごみ使用料の改定内容を「リサイクルおおいた」に掲載予定
10月15日	家庭ごみ使用料の改定内容を市報に掲載予定
<u>11月 1日</u>	<u>家庭ごみ使用料改定の施行</u>
随時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページでの周知</li><li>・計量所でのポスター掲示やチラシ配布</li><li>・市政記者クラブへの投げ込み</li><li>・各種会議の場での説明等</li></ul>